新 (改正後)		旧(改正前)	
川添1 (略)		別添1 (略)	
別表 (地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加した 事業)(第3の2(1)関係)	ない財産処分後の	別表 (地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加した事業)(第3の2(1)関係)	い財産処分後
国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業	備考	国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業	備考
(各事業には施設を含む。)	(担当部局)	(各事業には施設を含む。)	(担当部局)
・医療法(昭和23年法律第205号)に規定する事業(病院、診療所、医療安全支援センター等)	医政局	・医療法(昭和23年法律第205号)に規定する事業(病院、診療所、医療安全支援センター等)	医政局
・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条から第22条に 規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事 が指定する准看護師養成所	医政局	・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条から第22条に 規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事 が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する事業(保健所及び市 町村保健センター等)	健康局	・地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する事業(保健所及び市 町村保健センター等)	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する事業(特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関)	健康局	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10 年法律第114号)に規定する事業(特定感染症指定医療機関、第一種 感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関)	健康局
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) に規定する事業	健康局	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) に規定する事業	健康局
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第28条 に規定する事業(障害者就業・生活支援センター)	職業安定局	・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第28条 に規定する事業(障害者就業・生活支援センター)	職業安定局
・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第 38条(第45条において準用するものを含む。)及び第47条に規定する事業(シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会)	職業安定局	・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第 42条(第45条において準用するものを含む。)及び第47条に規定する事業(シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全 国シルバー人材センター事業協会)	職業安定局
・職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第13条に規定する事業	人材開発統括	・職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第13条に規定する事業	職業能力開

(同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業 事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。)	<u>官</u>	(同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業 事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。)	局
・職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の3及び第15条の <u>7</u> に規定する事業(職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等)	人材開発統括 宜	・職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の3及び第15条 の <u>6</u> に規定する事業(職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学 校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等)	職業能力開発
・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事業(児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等)	子ども家庭局	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事業(児童自立生活 援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福 祉施設等)	雇用均等・児 <u>童家庭局</u>
・売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する事業(婦人保護施設)	子ども家庭局	・売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する事業(婦人保護施設)	雇用均等・児 <u>童家庭局</u>
・母子及び <mark>父子並びに</mark> 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する 事業(母子家庭日常生活支援事業、 <mark>父子家庭日常生活支援事業、</mark> 寡 婦日常生活支援事業及び母子 <u>・父子</u> 福祉施設)	子ども家庭局	・母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する事業(母子 家庭 <mark>等</mark> 日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設)	雇用均等・児 童家庭局
・生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する事業(救護施設、更 生施設、医療保護施設、授産施設等)	社会・援護局	・生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する事業(救護施設、更 生施設、医療保護施設、授産施設等)	社会・援護局
・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種 社会福祉事業(授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無 利子又は低利で資金を融通する事業)	社会・援護局	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種 社会福祉事業(授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無 利子又は低利で資金を融通する事業)	社会・援護局
・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業(生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等)	社会・援護局	・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業(生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等)	社会・援護局
・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業(事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等)	社会・援護局	・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業(事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等)	社会・援護局
・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する事業(身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設)	障害保健福祉部	・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する事業(身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設)	障害保健福祉 部
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する事業(障害福祉サービス事業を行う 事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う	障害保健福祉 部	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する事業(障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う	部

事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等)		事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等)	障害保健福	福祉
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) に規定する事業(精神科病院、精神保健福祉センター等)	障害保健福祉 部	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) に規定する事業(精神科病院、精神保健福祉センター等)	部	
・精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に規定する事業	障害保健福祉 部	・精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に規定する事業	障害保健福 部	福祉
・老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する事業(老人居宅生活 支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム)	老健局	・老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する事業(老人居宅生活 支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム)	老健局	
文仮事未、七八佃仙旭収及い有材七八小一ム)		又饭事来、名八佃性	老健局	
 ・介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する事業(居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等) 	老健局	・介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する事業(居宅サービス 事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、 介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護 予防支援事業等)		
・更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する事業		・更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する事業		
・学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園		・学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園		
・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規 定するサービス付き高齢者向け住宅		・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規 定するサービス付き高齢者向け住宅		
・子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) に規定する事業 (企業主導型保育事業)		(新規)		
・その他厚生労働省所管の補助金等(運営費補助金等を含む。)の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣、地方厚生(支)局長又は都道府県労働局長が個別に認めるもの	各部局	・その他厚生労働省所管の補助金等(運営費補助金等を含む。)の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣、地方厚生(支)局長又は都道府県労働局長が個別に認めるもの	各部局	
	<u> </u>			
	別添 2		另	別添 2
	-1		•1	
社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特別	71]	社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例	J	

1 申請手続きの特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事

1 申請手続きの特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事

項として取り扱うものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(削除)

- (5) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の一部の 転用であって、次の条件をいずれも満たす場合
- ① 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等(厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等<u>又は企業主導型保育事業を行</u>う施設に限る。)であること。
- ② 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。
- (注) 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。
- (6) 経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等であって、当初の補助事業を継続しつつ、介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2、第78条の2の2、第115条の2の2若しくは第115条の12の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第41条の2又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の17に基づく指定を受けて当該指定事業を行う場合の一部の転用

項として取り扱うものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により代替施設を整備する場合の、社会福祉施設等の補助施設等の取壊し又は廃棄
- (6) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の一部の 転用であって、次の条件をいずれも満たす場合
- ① 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等(厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等に限る。)であること。
- ② 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。
- (注) 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

(新規)

2 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の 一部の転用(※)であって、次の条件をいずれも満たす場合については、厚生労働省承 認基準第3の2の(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとし て取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再

- ① 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等(厚 生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を 行う施設に限る。) であること。
- ② 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していること。
- ※一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されている ことで判断される。

3 (略)

別表(申請手続の特例(包括承認事項)とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条 件を付加しない財産処分後の施設等)

- 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、 児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)
- 婦人保護施設
- 児童相談所
- 婦人相談所
- ・保育所(分園を含む)
- 認定こども園
- 小規模保育事業所
- ・次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令(平成17年 | ・次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令(平成17年

2 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の社会福祉施設等の補助施設等の 一部の転用(※)であって、次の条件をいずれも満たす場合については、厚生労働省承 認基準第3の2の(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとし て取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再 処分に関する条件が付されるものとする。

- ① 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等(厚 生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等に限る。) であること。
- ② 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していること。
- ※一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されている ことで判断される。

3 (略)

別表(申請手続の特例(包括承認事項)とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条 件を付加しない財産処分後の施設等)

- 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、 情緒隨害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)
- 婦人保護施設
- 児童相談所
- 婦人相談所
- ・保育所 (分園を含む)
- 認定こども園
- · 小規模保育事業所

厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定する施設

- · 母子 · 父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター
- ・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- · 病児保育事業所
- ・ 企業主導型保育事業を行う施設
- 病児保育施設
- 保護施設(救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設)
- 社会事業授産施設
- 地域福祉センター
- 隣保館
- 生活館
- ホームレス自立支援センター
- へき地保健福祉館
- ・障害福祉サービス事業を行う事業所(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型 児童発達支援、保育所等訪問支援)
- 障害者支援施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- ・児童福祉施設 (障害児入所施設、児童発達支援センター)
- ・相談支援を行う事業所(障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの)
- ・移動支援を行う事業所 (障害者総合支援法に規定するもの)
- ・地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 応急仮設施設
- ・地域移行支援型ホーム
- ・ 障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- 小規模な介護老人保健施設
- 小規模な介護医療院
- 小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- · 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護事業所
- 認知症対応型デイサービスセンター
- · 介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- 緊急ショートステイ

厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定する施設

- 母子・父子福祉施設
- ・母子健康センター
- ・放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- 病児保育事業所

(新規)

- 病児保育施設
- 保護施設(救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設)
- 社会事業授産施設
- 地域福祉センター
- 隣保館
- 生活館
- ホームレス自立支援センター
- へき地保健福祉館
- ・障害福祉サービス事業を行う事業所(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援 助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)
- · 障害者支援施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- ・児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)
- ・相談支援を行う事業所(障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの)
- ・移動支援を行う事業所(障害者総合支援法に規定するもの)
- ・地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 応急仮設施設
- ・地域移行支援型ホーム
- ・障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・小規模な介護老人保健施設

(新規)

- 小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 都市型軽費者人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- · 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護事業所
- 認知症対応型デイサービスセンター
- 介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- 生活支援ハウス
- 緊急ショートステイ

・介護関連施設等における施設内保育施設・看護小規模多機能型居宅介護事業所	・介護関連施設等における施設内保育施設・看護小規模多機能型居宅介護事業所
別紙様式1~別紙様式3(略)	別紙様式1~別紙様式3(略)